



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 42 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

教委規則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	1
島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	(")	2
島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則	(")	2
島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則	(")	3
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(")	3
島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則	(")	6

教委訓令

職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(教育庁総務課)	6
--------------------	------------	---

教育長訓令

教育事務決裁規程の一部改正	(教育庁総務課)	7
教育長の権限を委任する規程の一部改正	(")	8

教 育 委 員 会 規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第16号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

指導主事	船長	主任庁務員
社会教育主事	機関長	
企画人事主事	通信長	
同和教育専任主事	1 等航海士	
主幹	2 等航海士	
企画員	航海士	
主任	1 等機関士	
主任主事	2 等機関士	
主事	機関士	
主任技師	通信士	
技師	操機長	

司書専門員	操舵長
主任司書	冷凍長
司書	司厨長
文化財保護主任	甲板長
専門学芸員	倉庫長
主任学芸員	機関員
学芸員	冷凍員
専門研究員	司厨員
主任研究員	甲板員
研究員	
学校司書専門員	
学校栄養専門員	
主任学校栄養士	
学校栄養士	
主任保健師	
保健師	
専門員	

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第17号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第 3 項及び第 6 項第10号中「副主査」を「企画幹」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第18号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和36年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第75条の 2 中「及び古代文化センターに」を削る。

別表第 1 中 「文化財課 島教文財 福利課 島教古 島教福」を「文化財課 福利課 島教文財 島教福」に、

「博物館 島博 石見美術館 島石美」を「博物館 古代出雲歴史博物館 石見美術館 島博 島歴博 島石美」に改める。

別表第 3 センター長印の項を削る。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第19号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「、室又はセンター」を「又は室」に改める。

第16条第 1 項及び第 2 項中「及び総務課長」を削る。

第29条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

勤務時間外及び休日における武力攻撃事態、災害発生等に係る緊急業務に対処するため、本庁に当直を置く。

第33条中「当直」の次に「（第29条第 1 項の規定に基づいて置かれた当直を除く。以下同じ。）」を加える。

第34条第 1 項及び第 2 項中「教育機関等の長」を「課長等」に改める。

第37条中「当直について必要な事項は」の次に「、第29条第 1 項に規定する当直については教育庁総務課長が、その他の当直については」を加える。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第20号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「、室及びセンター」を「及び室」に改める。

第 6 条第 1 項中「、室又はセンター」を「又は室」に改め、同項の表を次のように改める。

課 等	グループ又はスタッフ
総務課	企画調整スタッフ、総務広報グループ、給与グループ、予算経理グループ
教育施設課	施設・助成グループ、技術指導グループ

高校教育課	高校教育振興グループ、企画人事グループ、高等学校指導グループ
全国高等学校総合文化祭推進室	総務広報グループ、部門運営グループ、企画式典グループ
義務教育課	義務教育振興グループ、企画人事グループ、小中学校指導グループ
保健体育課	生涯スポーツ振興グループ、学校体育・競技スポーツ振興グループ、健康教育グループ
生涯学習課	生涯学習推進グループ、社会教育振興グループ、青少年スタッフ
人権同和教育課	同和対策スタッフ、調整グループ、指導グループ
文化財課	文化財保護スタッフ、文化財グループ
福利課	管理グループ、健康指導スタッフ

第6条第2項中「室」を「室又はセンター」に改め、同項の表を次のように改める。

課	室又はセンター
高校教育課	県立学校改革推進室、特別支援教育室
義務教育課	生徒指導推進室
文化財課	世界遺産登録推進室、古代文化センター

第7条教育施設課の項第5号中「国庫負担(補助)」を「国庫負担金(交付金)」に改め、同条高校教育課の項第11号を次のように改める。

- (1) 県立学校の児童及び生徒の就(修)学奨励に関すること。

第7条高校教育課の項第15号を次のように改める。

- (15) 小中学校及び高等学校教育における芸術及び文化活動の予算編成に関すること(全国高等学校総合文化祭推進室の所掌に属するものを除く。)

第7条全国高等学校総合文化祭推進室の項第4号中「(高校教育課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条文化財課の項中第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

- (9) 古代文化の調査、研究及び活用に関すること。(古代文化センター)
- (10) 古代出雲歴史博物館に関すること。(古代文化センター)
- (11) 県立博物館に関すること。(古代文化センター)

第7条中古代文化センターの項を削り、福利課の項各号を次のように改める。

- (1) 教職員等の福利厚生に関すること。
- (2) 教職員住宅の整備及び維持管理に関すること。
- (3) 教職員等の健康管理に関すること。
- (4) 公立学校共済組合に関すること。
- (5) 教職員互助会に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、福利に関すること。

第9条第1項の表を次のように改める。

課等	職	職務
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
	課長代理(総務課に限る。)	課長を補佐し特定の事務の総合調整を図る。
	グループリーダー	上司の命を受け、グループ内の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
室(課に置かれた室を)	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。

除く。)	グループリーダー	上司の命を受け、グループ内の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
課に置かれた室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
課に置かれたセンター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指導監督する。

第 9 条第 2 項の表を次のように改める。

職	職 務
上席調整監	上司の命を受け、課等の特定事務を掌理する。
調整監	
企画幹	上司の命を受け、課等の事務のうち、特定事務を掌理する。
主幹	上司の命を受け、課等の特定事務を掌理する。
企画員	

第14条第 2 項の表を次のように改める。

調整監	上司の命を受け、課等の特定事務を掌理する。
主幹	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
企画員	

第14条の 6 第 1 項の表副所長の項を削り、同条第 2 項の表を次のように改める。

企画幹	上司の命を受け、課等の事務のうち、特定事務を掌理する。
主幹	上司の命を受け、特定の事務を処理する
企画員	

第16条第 2 号中「調査研究」を「調査・研究」に改め、同条第 3 号中「教育相談及び進路指導」を「教育情報」に改め、同条第 4 号及び第 5 号を次のように改める。

- (4) 教育相談に関すること。
- (5) 学校・教職員の支援に関すること。

第22条を次のように改める。

(内部組織)

第22条 図書館は、内部組織として、総務振興グループ、資料情報グループ及び企画運営スタッフを置く。

第25条の 2 の表少年自然の家の項中「研修支援グループ」を「研修支援スタッフ」に改める。

第26条第 5 号から第 8 号までを次のように改める。

- (5) 博物館資料、文化財等を活用した歴史文化の理解の促進に関すること。
- (6) 博物館の施設等の管理に関すること。
- (7) 博物館の利用及び地域との連携に関すること。
- (8) 学校、図書館等の教育、学術等に関する諸施設との協力及びその活動支援に関すること。

第26条の 2 に次の 1 項を加える。

- 2 古代出雲歴史博物館は、出雲市に置く。

第26条の 3 中「学芸普及グループ」を「学芸普及担当」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 古代出雲歴史博物館に、内部組織として総務担当、学芸グループ及び交流・普及グループを置く。

第28条の 3 第 1 号中「けいもう」を削る。

第30条第 2 項の表を次のように改める。

機 関	職	職 務
松江教育センター	部長	上司の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
浜田教育センター		
古代出雲歴史博物館		

第30条第 3 項の表を次のように改める。

教育機関	調整監	上司の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	企画幹	上司の命を受け、課等の事務のうち、特定事務を掌理する。
	主幹	上司の命を受け、自ら専門的業務をつかさどる。
	企画員	

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第21号

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則

島根県立特殊教育学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 4 項及び第 6 項第12号中「副主査」を「企画幹」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 2 号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程（平成 4 年島根県教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

別表職員の項中「鵬丸」を「わかしまね」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第 2 号

本 庁
出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

第 2 条第 6 号中「、室長」を「及び室長」に改め、「及びセンター長」を削り、同条第 8 号を次のように改める。

(8) 上席調整監 組織規則第9条第2項に規定する上席調整監をいう。

第 2 条中第17号を第18号とし、第14号から第16号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第13号中「、室又はセンター」を「又は室」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の 1 号を加える。

(12) 企画幹 組織規則第9条第2項に規定する企画幹をいう。

第 2 条中第11号を削り、第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 調整監 組織規則第9条第2項に規定する調整監をいう。

第 4 条第 2 項中「、主査」を「、センター長、上席調整監、調整監」に改める。

第 8 条第 1 項中「、管理部長及び副館長」を削り、「副主査」を「企画幹」に改める。

第12条の表中

課等の長	1 室長又は主査を置く課等にあつては、室長又は主査が掌理する事務については当該室長又は主査 2 課長代理を置く課にあつては、課長代理 3 グループリーダー	を
教育事務所長	1 主査が掌理する事務については当該主査 2 総務グループ課長	
教育センター所長	1 部長又は管理部長 2 あらかじめ所長が指定した副主査	
図書館長 埋蔵文化財調査センター所長	1 総務振興グループ課長又は総務グループ課長	

に改める。

課等の長	1 室長、センター長、上席調整監又は調整監を置く課等にあつては、室長、センター長又は調整監が掌理する事務については当該室長、センター長、上席調整監又は調整監 2 課長代理を置く課にあつては、課長代理 3 グループリーダー
教育事務所長	1 調整監が掌理する事務については当該調整監 2 総務グループ課長
教育センター所長	1 部長 2 あらかじめ所長が指定した企画幹
図書館長 埋蔵文化財調査センター所長	1 調整監、総務振興グループ課長又は総務グループ課長

第16条の表中

グループリーダー	1 室を置く課にあつては、室長が掌理する事については当該室長 2 課等の長
----------	--

を

グループリーダー

- | |
|---|
| 1 室又はセンターを置く課にあつては、室長又はセンター長が掌理する事務については当該室長又はセンター長
2 課等の長 |
|---|

に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育委員会教育長訓令第 3 号

本 庁
出先機関
県立学校

教育長の権限を委任する規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

第 2 条第 1 号中「、室長及びセンター長」を「及び室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。